

法務・労務・税務オンラインセミナー 概要(2025 年 10 月 13 日開催)

テーマ <AI 関連規定>

日時: 2025 年 10 月 13 日 14:30~16:30

講師: FIDAL 法律事務所

遠藤佳澄マネージャー、Arnaud Tessalonikos 弁護士

1. 人工知能(AI): 課題

倫理的社会的問題:

偏ったデータによる差別、工程を可視化できないため説明ができない、個人データ収集によるプライバシー侵害、アクセスの不平等(高齢者、インフラが整っていない)など。

戦略的そして経済的問題:

国際競争の激化、米国、中国に市場支配され欧州が依存することに対する危機感。デジタル主権の問題。

組織と人的問題:

企業は導入目的の明示義務あり。万全ではないので企業にあった人的コントロールが必要。導入後のメンテナンス、人材確保、利用する従業員の理解が必要。

オペレーションにおける問題:

その他に、AI モデルの学習に関連する二酸化炭素排出量、サーバー・ソリューションの出力など環境問題もある。

2. 人工知能に関する欧州規則 (AI 法)

2018-2019 問題の認識

2020/02 人工知能に関する白書を 2020 年 2 月に欧州委員会が発行。欧州規則のベースとなる。

2021 欧州委員会は人工知能に関する規則の法案を提出

2021-2024 立法手続き → 2023 年 12 月 8 日付政治合意

→ 2024 年 3 月 13 日付で欧州議会が採択

→ 2024 年 5 月 21 日付で欧州理事会が承認

2024-2027 発効と段階的導入

→ 2024 年 7 月 12 日付欧州官報の発行（発行日から 20 日後の 2024 年 8 月 1 日に発効）→ 段階的に適用

AI 法は世界初の AI 規制として、革新と基本的権利保護のバランス、欧州デジタル主権のツールを目的とし、技術的に中立的な規制を作成、それぞれのリスクに基づく義務を課す。AI 法は欧州連合域外にも適用される。欧州連合諸国に所在する《提供者》や《利用者》に適用。汎用 AI システムまたは AI モデル、あるいはそれによって生成されたアウトプットが欧州連合内で使われる場合、欧州連合諸国以外に所在する提供者や利用者にも適用。

AI システムの開発または利用において、AI 法以外にもデータ保護法、デジタルサービス法、DORA、Data Governance Act など各種欧州法規にも注意する。

#### AI 法適用日程

AI 法の発行 2024 年 8 月 1 日

禁じられる AI に関する規則の適用 2025 年 2 月 2 日

汎用 AI モデルに関する規定の適用/管轄機関を定める 2025 年 8 月 2 日

Annexe III に定められる完全に適用可能、特にリスクの高い AI に関する規則 2026 年 8 月 2 日

Annexe I に定められるリスクの高い AI に関する規則の適用 2027 年 8 月 2 日

#### リスクの特定

AI 法は E-learning、E-planning などの AI システムと汎用 AI モデルに分けて法律が定められており、リスクに応じた義務が課せられている。容認しがたいリスク、ハイリスク、透明性に特化したリスク、最小限のリスクの 4 段階のリスクに分けられ、それぞれに対する義務がある。

AI 法第 5 条は EU の価値観（人間の尊厳、民主主義など）と相いれないと判断されたいくつかの AI システムを禁じている。基本的権利、人間の尊厳、法の支配にとって容認しがたいリスクがある行為を対象としている。

ハイリスクのシステム(AI 法第 6 条)は、下記の二つの基準を満たしている場合である。

- ・ AI システムが AI 法(Annexe I)が定める製品の安全コンポーネントとして使用されているかそれ自体が製品である（例: 医療機器、エレベーター、船舶など）
- ・ AI システムを備えた製品が、市場に投入される前あるいはサービスを開始する前に、第三者機関によって行われる義務的な適正評価の対象となっている

Annexe III にリストアップされた分野に属する AI システムもハイリスクとなる。

例外（第 6 § 3 条）として、Annexe III に定められる AI システムは、自然人の健康、安全、基本的権利を損なう重大なリスクがない場合、《ハイスリスク》分類から除外されることがある。

個人と直接にやり取りする対話型人工知能システムである AI システムは透明性義務の対象となる。（AI 法第 50 条）

上記に該当しない AI システムはリスクなしとされ、AI 法に基づく義務はない。（spam フィルター、自動翻訳アプリケーションなど）

バリューチェーンの関係者は、提供者、利用者、輸入者、販売業者、製造者、川下提供者に分けられるが、どこに位置するのかを自分で特定、それぞれに対する義務があるので注意する。

各関係者に課せられる義務は以下のとおり。

|                                 | 提供者                                                                                                                                                                                | 利用者                                                                                                                                                       | 輸入者                                                                                                        | 販売業者                                                                    |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ハイスリスク                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>身元の提示</li> <li>リスク管理システム</li> <li>適正評価</li> <li>EU 適正申告</li> <li>CE マーク</li> <li>欧州データベースに登録など</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>提供者の説明書に従い使用</li> <li>スキルのある人間による管理</li> <li>適切なインプットデータ など</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>市場に投入する前に適性を確認</li> <li>不適合または偽造された AI システムを輸入してはいけない など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>CE マークと関連書類があることを確認など</li> </ul> |
| 透明性に関するリスク                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>ある AI システムとやり取りし得ることを通知</li> <li>機械による読み取りが可能なフォーマットで、AI によって生成または操作されたコンテンツ(テキスト、音声、画像、ビデオ)を分類する</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>AI によって生成または改変されたコンテンツであることを公開</li> <li>公衆に情報を提供する目的で公開されるテキストを生成または改変する AI システムの利用者は、その事実を明示しなければならない。</li> </ul> | 義務なし                                                                                                       | 義務なし                                                                    |
| 最小限のリスク                         | 行動規範の自主的な適用                                                                                                                                                                        | 同左                                                                                                                                                        | 同左                                                                                                         | 同左                                                                      |
| 汎用 AI モデル                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術文書の整備</li> <li>モデルを統合するために有益な文書を AI システムの作成・更新</li> <li>著作権を遵守する方針の採用</li> <li>学習に使われたコンテンツの要約を公開</li> <li>欧州委員会や国の管轄当局に協力するなど</li> </ul> | 義務なし                                                                                                                                                      | 義務なし                                                                                                       | 義務なし                                                                    |
| Risque systemique を呈する汎用 AI モデル | <ul style="list-style-type: none"> <li>モデルの評価及び相反するテストを行う</li> <li>EU レベルで評価し risques systémiques を軽減</li> </ul>                                                                   | 特別な義務なし                                                                                                                                                   | 同左                                                                                                         | 同左                                                                      |

|  |                                                                                                  |  |  |  |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 大事故の監視、記録、報告</li> <li>- 適切なレベルのサイバーセキュリティの保証</li> </ul> |  |  |  |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|

### 管轄当局

欧州委員会の役割は①AI法の適用全体に責任を負う ②AI局を設置し、補足規定を作成し、各国の管轄機関と調整する ③リスク・システムックをもたらす特定の汎用AIモデルを指定 ④記録の作成 ⑤国際協力の管理である。

欧州委員会によりAI局が設置される。同局はAI法、特にAIモデルに関し適用、各国の管轄機関を支援、AIエコシステムを監視（リスク、評価、傾向）する役割を担っている。システムックリスクの評価などの機能を正しく果たすために科学者グループに委託する。

EU加盟国は適正検査局と市場監視局を設置しなければならない。検査局は実際に検査するのではなく、ハイリスクの適正評価のために第三者機関を指名する。

AIシステム活用の禁止事項（AI法第5条）違反：禁止事項に違反した場合またはデータに関する義務不履行の場合、3,500万ユーロあるいは前会計年度の全世界年次売り上げの7%を上限とする罰金 ⇒ ハイリスクの法律違反

その他の義務不履行：その他の義務を遵守しない場合、1,500万ユーロあるいは前会計年度の全世界年次売り上げの3%を上限とする罰金

要請に応じて、適性検査機関や国の管轄当局に不正確、不完全あるいは偽の情報を提供：750万ユーロあるいは前会計年度の全世界年次売り上げの1%を上限とする罰金

上記の処罰において、カテゴリーにより二つの上限があり、中小企業の上限は低い金額の方となり、その他の企業は高い金額が上限となる。

### 3. AIソリューション活用時の注意点

AIはデータを扱うテクノロジーであるため、導入するプロジェクトを立ち上げたら個人情報データを利用することがある。プロジェクト開始前に、①個人データを扱う実質的な必要性があるのかどうかの検討 ②可能な限り匿名または仮名のデータを優先（AIそして個人データに関するCNILの実用ガイドを参照することを推奨）する。AIシステムが個人データを取り扱う場合、契約書は関連するリスクを考慮する必要がある、また、一般データ保護法や適用可能法規に準拠することを当事者が約するよう定めなければならない。

人事管理や特定の業務遂行のためにAIを使う場合、雇用主はCSE（従業員代表機関）に通知し諮問しなければならない。定例会議にて内容をCSEに説明。あくまでも諮問なので反対があっても問題はない。

企業における AI プロジェクト導入において、まずどこで何の目的のために導入するのか、必要性を見極める。ユースケースの評価、倫理的実現可能性を検討し、AI システムの選択と使用権の購入をする。1～2 カ月のテストを経て実用となる。有効に活用するための人材 (IT と使用関連の知識を有する人: 労務管理であれば労働法) を確保する必要がある。

概念実証 (POC) 段階は、短期間に、限られた範囲で、テスト環境において、架空のデータあるいは匿名のサンプルを用い、システムが実現可能であるかをテストし、そして満足する結果が出た場合には、顧客と提供者の将来における関係の基盤を築くことを目的とする。概念実証の段階で契約書を交わす。テストの結果、最終的に導入となったらまた別の契約書を交わす。労働法の観点からは、リスクの有無にかかわらず、社内での使用方法、責任の所在、場合によっては罰則などを記載したチャートの作成の必要があるという見解である。現在のところ義務ではないが、将来的にはチャートが義務となる可能性もある。

(以上)